

関係議員各位

平成8年 6月13日

「住民基本台帳ネットワークシステム」 に関する陳情書

全国青年税理士連盟

会長 岩田俊一

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

電話 03(3354)4162

当連盟は、全国3千余名の若手税理士によって組織されている団体です。

その目的は、眞の国民のための租税制度および税理士制度を確立することにあり、租税制度および税理士制度に関する研究、提言を活発に行ってています。

さて、本年3月28日、自治省行政局長の私的諮問機関である「住民記録システムのネットワークの構築等に関する調査研究委員会」（座長・小早川光郎東京大学法学部教授）は、都道府県や市町村の区域を越えて本人確認ができるよう、住民基本台帳の一人一人に番号を付ける「住民基本台帳ネットワークシステム」導入を検討すべきだとする最終報告書をまとめました。この最終報告書のシステムの利用分野の項目では、納税者番号制度が導入された場合にも活用が可能である旨の報告があります。

当連盟は、従来より政府税制調査会が、適正・公平な課税の実現を図り、税務行政全般にわたる効率化を図るという大義名分のもとに検討されている「納税者番号制度」については、その利用を税務以外の幅広い行政分野、さらに民間分野にまで認めるという実質的な「国民総背番号制度」そのものであり、国民のプライバシー権の侵害等の諸問題があり導入に反対の意見を表明して参りました。今回の、「住民基本台帳ネットワークシステム」は、国民総背番号制そのものであり、その導入阻止にむけ、次のとおり陳情致します。

1. 立法府である国会の審議を望む

「住民基本台帳ネットワークシステム」は、行政機関の便宜だけを重視した制度であり、国民のプライバシー権に対して重大な影響を及ぼす制度である。国民の充分な審議もなく、自治省行政局長の私的諮問機関が密室で作成した構想である。それには国民の意思は反映されていない。ひろく国民に情報を提供し、その問題点を国民の代表者として、積極的に国会で審議を尽くしてもらいたい。

2. 制度導入の必要性があるのか検討してもらいたい

自治省の最終報告書では、「住民基本台帳ネットワークシステム」制度の導入目的は、①住民基本台帳事務の効率化、広域化（転入・転出事務の簡素化・合理化、広域的な住民票の写し等の交付）②行政機関における本人確認への利用（選挙の際の本人確認、災害時・緊急時の本人確認、旅券の交付の際の本人確認等）③行政手続における住民票の写し等の添付の省略④住民基本台帳カードを申請手続等の簡素化の手段等として活用すること等による住民の利便性の向上としている。

しかしこのネットワークシステムの維持・管理には巨額の費用がかかる。コストの面から見てもその導入の必要性が不明確であり、国民に納得を得られるとは思えない。

3. 充分なプライバシー保護策を制定して欲しい

最終報告には、「システム構成には個人情報保護のためのセキュリティ対策を講じる」「法令で利用目的を制限する」「民間機関には原則としてデータを提供しない」という文言はあるが、プライバシー保護の具体的提案が先送りされている。現在日本には、“ザル法”と批判されている「個人情報保護法」しかなく、収集された自己情報の開示および訂正権を行使できる制度はない。このシステム導入に際し、プライバシー権の侵害防止・国民の知る権利の保護が必要なことは、諸外国の制度等を充分検討すれば明確である。個人情報保護法の見直し・強化を図ること、国民の知る権利を実質的に保護するような情報公開法の制定、プライバシー保護法の制定等が必要である。